

架空請求を行う事業者名を公表します

茨城県生活環境部生活文化課

茨城県消費生活センターに寄せられた架空請求に関する相談のうち、次の条件のいずれかに該当する請求事業者名を公表します。

- ・ 請求事業者の所在地が明記されているが、住所地番そのものが存在しないか又はその所在地に業者が存在しないもの
- ・ 請求事業者が、法人名であるが、法人登記が存在しないもの
- ・ 債権回収会社として法務大臣から許可を受けていないもの
- ・ 法的に存在しない法人名を名乗っているもの（例：○○省認可特殊法人）
- ・ 存在しない機関を名乗っているもの など

今回公表した事業者名は、**12月3日から12月16日まで**に寄せられた相談を基に集計したものです。

これ以降も新たな事業者名で架空請求が行われていると思われますので、不審な場合は消費生活センターにご相談ください。

（平成23年12月26日公表分）

事業者名	所在地	備考
全国紛争処理相談センター	東京都千代田区日比谷公園 1-1-9 日比谷ビル2F	・法的に存在しない機関名 を名乗っているもの

（注）この情報は、消費者からの申出に基づくものであり、茨城県消費生活センターにおいて受付件数が2件以上のものについて掲載しています。